

児童・生徒の作品の部

1. 応募資格

県内の小・中・高等学校(高等専門学校および専修学校については、高等学校と同じく3年生までとする)の児童・生徒

2. 募集作品

1) 作品は1人あるいは共同(3名以内)で発明くふうしたものに限り、単なる工作品や模型、あるいは破損、変質しやすいもの、文書・図面だけのもの、他人の作品をまねしたもの(著作権侵害)、及び過去に本展に応募したことのあるものは対象外とします。

2) 著作権の存続している著作物(音楽、イラスト、キャラクター等)を使用する場合には事前に著作者の許諾を得ているものに限り、

3) **作品の大きさは、たて・よこ・高さとも100cm以内、重さは20kg以内とします。規格を超えた場合、展示及び審査の対象外となりますのでご注意ください。**

4) **作品は原則として一般社団法人岐阜県発明協会の支会または公益社団法人発明協会の少年少女発明クラブ(以下、「各支会」とする。)主催の展覧会に出展されたもので、各支会が推薦する優秀作品に限り、ただし、展覧会が行われていない地域や、高等学校の生徒の作品はこの限りではありません。**

5) 1人1点とする。

3. 申込方法

所定の申込書①と説明書②に必要事項を記入し、作品とは別に実行委員会事務局または最寄りの各支会事務局宛、提出してください。(最終ページ記載)

4. 募集期間

各支会の締切日は実行委員会締切日より約1ヶ月前になりますので、ご注意ください。詳細は所属の各支会(最終ページ記載)へお問い合わせください。

実行委員会締切日は平成30年9月20日(木)[実行委員会事務局必着・期限厳守]

5. 搬入・搬出(4階「マーサホール」)(時間厳守で行います。)

搬入 平成30年10月16日(火)午後2時～午後5時

搬出 平成30年10月22日(月)午後4時～午後5時

6. 審査

実行委員会長が委嘱した専門家・学識経験者で構成された審査委員会が審査にあたります。

審査日 平成30年10月17日(水)午前10時～午後5時

7. 表彰

表彰式 平成30年10月21日(日)午後3時～午後4時(表彰件数は別表のとおり)

8. 入賞者の発表

会期中、実行委員会事務局から入賞者へ連絡いたします。(ただし、各支会経由で応募された入賞者には各支会より連絡いたします。)

9. その他

1) 応募者全員に参加賞を贈ります。

2) 金賞・銀賞受賞者は、公益社団法人発明協会主催の「全日本学生児童発明くふう展」に出品を推薦します。

3) 「全日本学生児童発明くふう展」において、恩賜記念賞並びに特別賞受賞者は「青少年創造性開発育成海外交流派遣団員」のメンバーに選ばれるチャンスがあり、「世界青少年発明工夫展」に参加するため、海外に行っていただくことがあります。